

○かかりつけ医のための認知症Q&A

問題となる認知症患者への対応

財産管理など、法的問題について相談を受けたとき

回答者 池田 恵利子

問題整理のために

財産管理などの法的な問題についてご相談を受けた場合、まず注意をしなくてはならないことがあります。

「ご本人である認知症の患者さんの権利が、ご本人自身によって護りにくいことです。

認知症である方ご自身が、状況を的確に判断し自分の意思や立場を説明し契約などの法的問題を合理的に処理できにくいことを前提にして

考えなければなりません。

また、だからといってご本人個人の立場や権利を無視し、家の財産・家産として家族の考えで処理されるというので困ります。

リフォーム詐欺や悪徳商法など第三者からの権利侵害の防止のみでなく、平成18年度から施行される高齢者虐待防止法には経済的な虐待も含められました。が、家族からの権利侵害も近年顕著に増加している状況もあります。

そこで重要になるのが、いかにしてご本人の意思を尊重しつつ、「ご本人にとつての「最善の利益」を護るかということ。ご自身で自身の権利と立場を護りにくい患者さんの**権利擁護の視点を忘れてはならないのです。**

また、それは法的な効力をきちんと持つ正しい形、**遵法**での処理が望まれます。

本人のことを考えている人だから、一番本人のことを知っている人だから代理してもらってよいだろう、ということでは、金融機関も法的

法定後見制度

	補 助	保 佐	後 見
対 象 者	判断、理解する能力が十分でない人	判断、理解する能力が著しく不十分な人	判断、理解する能力が欠くのが通常の状態にある人
鑑定の要否	原則 否(診断書)	原則 必要	原則 必要
請求時の本人の同意	必 要	不 要	不 要
同意・取消権	申立した範囲内の特定の法律行為(保佐の範囲内)	民法に規定する法律行為	全般にわたる行為
付与時の本人の同意	必 要	不 要	不 要
代 理 権	申立した範囲内の特定の法律行為	申立した範囲内の特定の法律行為	財産に関するすべての法律行為
付与時の本人の同意	必 要	必 要	不 要

* いずれの場合も日常生活に関する行為は、同意・取消権の範囲から除かれています。

機関も応じてはくれません。遵法性は近年ますます明確に求められるようになっていきます。

成年後見制度の活用

上記に基づいて考えると、民法の成年後見制度の活用が勧められます。

人権の基本である私権(自由権・契約権・財産管理権)を本人側で護る法的な手段で、成年後見人は基本的にはご本人を生涯にわたって援助することが望まれます。

手続的には、人権に関わるものですからサービスの利用のときほど簡単に済むものではありません。まず、患者さんの判断能力について診断書・鑑定書の提出が求められますが、まだ部分的にでも契約能力があるのであれば、任意後見を利用することも考えられます。

もうすでに認知症がある程度認められる場合は法定後見となり家庭裁判所への申し立てになり(表参照)、患者さんの能力の程度に応じて

三類型に分けられ援助者の権限も変わります。まずは患者さんの住所地を管轄する家庭裁判所に「相談いただき手続きを開始することから始まりません。

相談先について

患者さんが認知症の高齢者で第三者からの経済的権利侵害などで緊急性のある場合は、まず各自治体の地域包括支援センターにご連絡いただくことがよいと思われまます。そこから、最寄りの消費生活センターや警察などに連絡をとり、生活上の問題も含めとりあえず必要な対応は手配してくれることになっています。また、その後の後見手続きなどについての基本的な相談も受け付けることになっています。

また、平成18年10月からは日本司法支援センター（愛称 法テラス）がオープンし、全国50箇所ですべて法的なトラブルなどについての相談や法律家の紹介などを行うことになっています。



（日本成年後見法学会 常任理事
立教大学 講師・社会福祉士）